



宮 崎 県 公 報

令和元年5月13日(月曜日) 第3号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定(5件)……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知……………(“ ”) 2
- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) 2
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(2件)……………(“ ”) 3

頁

- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 4
- 公 告**
- 調理師試験の実施……………(衛生管理課) 4
- 製菓衛生師試験の実施……………(“ ”) 4
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然環境課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商工政策課) 5
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 6
- 入札公告……………6
- 教育委員会公告**
- 落札者等の公告……………8

告 示

宮崎県告示第10号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552100119	子どもステーションえんがわ	東臼杵郡門川町中須5丁目18	合同会社レスパイトサービスあるたす	延岡市天神小路312番地4	令和元年5月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下日陰6233-3・6243・字上日陰6319-3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字下日陰6222-4、6225-1、6225-3、6228-1、6231-1、6231-3、6232-1、6233-1、6234-1、6234-4、6237、6238-1、6239、6240、6241-1、6242、6244、6246-1、6248、6249-1、6257-2、6259-1、6260-1、6261-1、字上日陰6312-1、6313-1、6318、6319-1、6319-4、6337
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字向粕野12082-1
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字下り田9447、9475-1、9475-7
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字久保屋敷 10557 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第15号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字ムギノコシ 11389
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市夏尾町6706-1、6712-23、6712-24
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
6706-1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第17号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和元年11月1日から令和元年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で行う。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月19日	午前10時から 午後3時まで	綾町役場	綾町全域
	6月21日	午前10時から 午後3時まで	国富町役場	国富町全域
	6月19日から7月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域
質量計	6月24日	午前10時から 午後3時まで	西都市民体育館	西都市全域
	6月24日から7月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	7月1日	午前10時から 午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域
	7月3日	午前10時から 午後3時まで	山之口総合支所	都城市山之口町全域
	7月5日	午前10時から 午後3時まで	高崎総合支所	都城市高崎町全域
	7月8日	午前10時から 午後3時まで	山田体育館	都城市山田町全域
	7月10日	午前10時から 午後3時まで	三股町体育館	三股町全域
質量計	7月1日から8月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	都城市(旧都城市を除く) ・三股町全域
質量計	7月16日	午前10時から 午後5時まで	小林市市民体育館	小林市全域(須木・野尻を除く)
	7月17日	午前9時から 午後3時まで	小林市市民体育館	
	7月16日から8月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

宮崎県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字尾水流113番4地先から同郡同村同大字同字113番4地先まで	旧	3.9~8.8	44.9
			東臼杵郡諸塚村大字家代字尾水流113番4地先から同郡同村同大字同字113番4地先まで	新	6.6~25.0	44.9

宮崎県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字桂6392番4地先から同郡同村同大字同字6391番5地先まで	旧	4.5~34.5	191.0
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字桂6392番4地先から同郡同村同大字同字6391番5地先まで	新	4.5~53.1	191.0

宮崎県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年5月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
18	県道	荒武新富線	西都市大字荒武字水落4217番1地先から同市	令和元年5月13日

			同大字同字 4221番1地 先まで
--	--	--	-------------------------

宮崎県告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年5月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字尾水流113番4地先から同郡同村同大字同字113番4地先まで	令和元年5月13日

宮崎県告示第22号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	
日南市長	日南市北郷町郷之原乙2010番地北郷町総合支所内	日南市長	日南市北郷町郷之原乙2010番地北郷町地域振興センター内	平成31年4月1日
	日南市南郷町中村乙7051番地25南郷町総合支所内		日南市南郷町中村乙7051番地25南郷町地域振興センター内	

公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定によ

り、平成31年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の期日
令和元年10月12日(土曜日)
- 試験の場所
宮崎産業経営大学(宮崎市古城町丸尾100番地)
- 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

- 受験願書の受付期間
令和元年5月21日(火曜日)から6月17日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)
- 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 受験手数料
6,100円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 試験事務の委任
調理師法第3条の2第2項の規定により、調理師試験の実施に関する事務の一部を指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに委任する。
- 合格発表
令和元年11月29日(金曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985-26-7076)に問い合わせること。

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、平成31年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の期日
令和元年7月30日(火曜日)
- 試験の場所
宮崎県庁附属棟(宮崎市橋通東2丁目10番1号)
- 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)

- 受験願書の受付期間
令和元年5月27日(月曜日)から6月7日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)
- 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して

知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 合格発表

令和元年9月13日(金曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985-26-7076)に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 事業者の名称

株式会社マツダコーポレーション

2 事業者の住所

延岡市松原町4丁目8931番地2

3 事業者の代表者の氏名

松田 秀人

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス新富店
児湯郡新富町大字三納代字辻2490-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃
宮崎市新栄町33番地

(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃
宮崎市新栄町33番地

(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

平成17年9月13日

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成30年8月24日

5 変更する理由

本社移転及び代表者交代のため

6 届出年月日

平成31年4月12日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年5月13日から令和元年9月13日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年5月13日から令和元年9月13日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス新富店
児湯郡新富町大字三納代字辻2490-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前10時から午後9時45分まで

(変更後)午前9時から午後10時まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後10時まで

(変更後)午前8時30分から午後10時30分まで

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)午前9時から午後10時まで

(変更後)24時間

4 変更の年月日

- 平成31年4月13日
- 5 変更する理由
営業政策のため
- 6 届出年月日
平成31年4月12日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和元年5月13日から令和元年9月13日まで
- 8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和元年5月13日から令和元年9月13日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和元年5月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-26)第8574号	本部産業	本部 定俊	宮崎県児湯郡新富町大字新田 137-94-1	一般	とび・土工工事業	平成31年3月29日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第11624号	(有)光正	澤野 幸茂	宮崎県延岡市川原崎町 306-1	一般	建築工事業	平成31年3月14日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第12659号	(株)アグリパートナー宮崎	岩切 久義	宮崎県児湯郡川南町大字川南 180-58	一般	土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成31年3月26日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13147号	石本建設	石本 幸子	宮崎県延岡市出北6-1668	一般	土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成31年3月19日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月19日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第6176号	(有)宮王設備工業	長嶺 光輝	宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸 330	一般	土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業	平成31年3月14日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第6659号	(株)谷山電設	谷山 善寛	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山19-5	一般	土工工事業	平成31年3月18日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第11629号	(有)安井工務店	安井 司	宮崎県宮崎市吉村町中原甲2702	一般	塗装工事業	平成31年3月22日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第12584号	アサヒテック(株)	長嶺 純一	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 112-47	一般	管工事業	平成31年3月8日付けで廃業した旨の届け	平成31年3月8日(一部廃業)

宮崎県知事 河野俊嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
令和元年5月13日

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 パソコン等ヘルプデスク業務
(2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間 令和元年7月1日から令和4年6月30日まで(36月)

(4) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、委託料1月当たりの単価に委託期間月数を乗じた金額を記載すること(記載方法については、入札書を確認すること)。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の、令和元年7月1日から令和元年9月30日までの委託期間に係るものについては100分の8を、令和元年10月1日以降の委託期間に係るものについては100分の10に相当する金額をそれぞれ加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の、令和元年7月1日から令和元年9月30日までの委託期間に係るものについては108分の100、令和元年10月1日以降の委託期間に係るものについては110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること)。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、1(3)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務又はその他のものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 令和元年6月4日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)の資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和元年5月13日から令和元年5月24

日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 令和元年5月13日から令和元年6月21日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 令和元年5月13日から令和元年6月21日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和元年6月4日午後5時

イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

ウ 提出方法 電子メールによること。

(アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和元年6月24日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 303号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和元年6月25日午後1時30分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Services required: Customer support for PC-related issues by consignment.
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 24 June, 2019
- (3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

教育委員会公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年5月13日

宮崎県立美術館長 四本 孝

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
美術品 作品名「四季」 作家名「レオノール・フィニー」
1点
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立美術館総務課総務担当
宮崎市船塚3丁目 210番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
M & I アート株式会社
東京都港区赤坂1丁目12番32号
- 5 随意契約に係る契約金額
43,900,000円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号に該当